

## 研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。）第3章及び第4章並びに研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。）（以下、この二つを総称して「両ガイドライン」という。）に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する提案公募型の研究支援事業（以下「研究支援事業」という。）において実施する試験研究について、研究活動における不正行為が発生した場合に適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象事業)

第2条 この要領における措置等の実施は、研究支援事業を対象とする。

### (定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「不正行為」は、「特定不正行為」、「不正使用」及び「不正受給」を総称していう。
- 二 「特定不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。なお、「発表」には学会発表や論文等対外的に公表するもののみでなく、特許権等の知的財産権の出願も含む。
  - ア 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
  - イ 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
  - ウ 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- 三 「不正使用」とは、研究支援事業を受託する機関において、受託した研究費を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費を支出した場合、研究補助員等の報酬等として請求された額が研究者の関与に基づき不正に使用された場合など、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 四 「不正受給」とは、他人の氏名を用いて応募するなど偽りその他不正な手段により研究費を受給することをいう。
- 五 「研究機関」とは、研究支援事業を現在実施しているか又は過去に実施していた機関をいう。
- 六 「研究者等」とは、研究支援事業に参加する研究者、事務職員、技術職員、その他関連する

者をいう。

七 「悪意」とは、被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意志をいう。

八 「告発等」とは、不正行為に係る告発、相談等の情報提供をいう。

九 「善管注意義務」とは、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務をいう。

(不正行為に対応するための責任者及び告発等の受付窓口)

第4条 生研支援センターにおける研究活動の不正行為に対応するための責任者（以下単に「責任者」という。）は、生研支援センター所長とする。

2 研究活動における不正行為に関する告発等の生研支援センターにおける受付窓口（以下単に「受付窓口」という。）は、管理部研究管理課研究公正室に設置する。

(告発の取扱い)

第5条 研究支援事業に係る研究活動の不正行為を発見した者、又は不正行為があると思料するに至った者は、当該不正行為に関わる研究機関の職員であるか否かを問わず、書面、電話、FAX、電子メール、又は面談により、受付窓口で告発を行うことができる。

2 前項の告発は、原則として顕名（当該告発を行った者（以下「告発者」という。）の氏名、所属、連絡先を明らかにすること）により行うものとし、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

一 不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ、不正行為の態様、不正行為とする具体的根拠（科学的合理的理由）、使用された研究費（研究支援事業の名称）

二 生研支援センター以外の研究機関等に対する告発等の有無、告発者が秘匿したい事項等

3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容、匿名で告発を行った理由等の事情を勘案し、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 書面による告発など、受付窓口が受け付けたかを知り得ない方法による告発がなされた場合は、責任者は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に受け付けたことを通知するものとする。

5 国の行政機関、研究機関等に対して競争的資金を配分する機関又は研究機関による調査、監査法人による監査、会計検査院による実地検査並びに税務調査その他により不正行為が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、第1項の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

6 報道や学会等の科学コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、第1項の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

7 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者等・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、第1項の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

8 告発の意思を明示しない相談を受けたときには、責任者はその内容について告発に準じた確認・精査を行い、相当の理由があると認めた場合には、相談者に対し、告発の意思があるか否かを確認する。なお、相談者に告発の意思がない場合であっても、事案により調査を行うことがで

きる。

- 9 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、責任者はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行い、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する、又は、被告発者の所属する研究機関に告発・相談を回付することができるものとする。
- 10 受付窓口は、告発等により不正行為を認識したときは、責任者に対し、当該告発等について遅滞なく報告を行うものとし、以降の処理状況についても、必要に応じて適宜報告を行う。

(告発の受理及び調査を行う機関)

第6条 責任者は、告発の受理、不受理を決定し、告発者にその結果を通知するものとする。

- 2 責任者は、前項により告発の受理を決定した場合は、研究機関及び研究者等に対し、それらが保管する資料等の保全を命ずることができるものとする。
- 3 責任者は、告発の受理を決定した場合は、被告発者の所属する研究機関及び告発に係る研究に関する資金の配分を受けた研究機関（以下「被告発研究機関」という。）に告発の内容を通知するものとする。
- 4 責任者は、告発を受理した場合には、告発のあった研究活動について、必要な調査及び不正行為の有無の認定を行うための機関（以下「調査機関」という。）を定めるとともに、当該告発を回付し、告発が当該研究機関にあったものとして取り扱うよう要請するものとする。
- 5 調査機関は、原則として被告発者が所属する研究機関とする。ただし、これによりがたいと責任者が認める場合には、生研支援センター及び被告発者が所属する研究機関が協議して調査を行う機関を決定する。この際、告発された研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。
- 6 前項の協議の結果、生研支援センターが調査を行う場合には、当該被告発者が所属する研究機関は生研支援センターの調査に誠実に協力しなければならないものとする。
- 7 責任者は、調査機関から本調査を行わない旨の通知があった場合は、その旨を被告発者が所属する研究機関及び被告発研究機関（当該調査機関を除く。）に通知するものとする。
- 8 責任者は、研究機関が受理した告発について、当該研究機関から予備調査及び本調査を実施する旨の通知があった場合は、第5項により当該研究機関を調査機関に特定したものとして取り扱うものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第7条 責任者は、受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 責任者は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
  - 3 責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限りは、単に告発したことを理由に告発者に対し、懲戒処分等を行わないよう、研究機関に要請するものとする。

- 4 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、責任者は、告発者の氏名の公表や当該告発者の所属機関に対する通知、刑事告発等の措置を取ることができる。
- 5 責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は被告発者に対する懲戒処分等を行ってはならない。

(生研支援センター以外を調査機関とするときの予備調査及び本調査)

第8条 調査機関は、第6条第4項及び第8項により不正行為の調査を行う場合、予備調査及び本調査の結果を生研支援センターに報告しなければならない。

- 2 責任者は、当該調査機関に対して、必要に応じて次の各号に掲げる事項を求めることができる。
  - 一 告発を受け付けた日から30日以内に予備調査の結果を報告すること。
  - 二 本調査の結果を取りまとめた最終報告書(別記様式1又は2)を提出すること。なお、当該期限は、(ア)特定不正行為の告発に係る本調査については、本調査の開始後150日以内とし、(イ)不正使用又は不正受給の告発に係る本調査については、告発を受け付けた日から210日以内とする。ただし、責任者は、期限前であっても調査機関に中間報告を求めることができる。
  - 三 最終報告書が前号で設定した期限までに提出できないことが見込まれる場合には、中間報告書、並びに報告遅延の理由及び最終報告書の新たな提出期限その他生研支援センターの指定する事項を記載した書面を当該期限までに提出すること。
- 3 責任者は、前項のほか、調査機関による調査について、必要に応じて次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - 一 調査機関が予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合に、調査機関に再度の予備調査又は本調査を命じること。
  - 二 調査機関に対し、本調査の方針、対象及び方法等の報告を求め、適宜本調査の進捗状況について確認し、必要に応じこれらについて調査機関に改善を求めること。
  - 三 最終又は中間の調査報告書の内容が十分でない又は適切でないと認めた場合、再提出を求めること。
  - 四 生研支援センターが調査機関において現地調査を行うこと、その他関係者へのヒアリング、資料・データ等の閲覧・調査を行うこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、責任者が必要と認めるときに調査機関に対し、必要な指示や協力要請を行うこと。

(生研支援センターにおける予備調査)

第9条 責任者は、第6条第6項の規定により不正行為の調査を行う場合、告発を受け付けた後速やかに予備調査を行い、本調査を行うか否かを決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、責任者は、不正行為の事実が明確である等と思料されるときは、予備調査を省略して本調査のみを行うことを決定することができる。
- 3 責任者は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発者の所属機関及び被告発研究機関に通知するものとする。ただし、通知することが不相当と責任者が判断した場合はこの限りではない。

- 4 責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第10条 責任者は、前条の規定により本調査を行うことを決定したときは、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長を責任者とし、委員を管理部長、管理部審議役及び資金管理課長並びに責任者が委嘱する外部有識者とする。このほか、責任者は、必要に応じて生研支援センターの役職員を委員に指名することができる。
- 4 不正使用及び不正受給に係る調査委員会については委員1名以上、特定不正行為に係る調査委員会については委員の半数以上を外部有識者としなければならない。
- 5 委員長及び委員は、告発者又は被告発者若しくは調査対象となる研究機関と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 この規則に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員の通知と異議申立て)

第11条 責任者は、調査委員会を設置したときは、委員長及び委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 告発者及び被告発者は、責任者が示した委員長及び委員の構成に異議があるときは、予め責任者が定めた期間内に異議申立てをすることができる。
- 3 前項の規定に基づき異議申立てがあった場合、責任者は異議申立ての内容を審査し、当該申立てに係る委員を交代するか否かを決定し、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(生研支援センターにおける本調査)

第12条 調査委員会は、第9条第1項の規定により決定した本調査を行うものとし、不正行為が行われたか否かその他必要な事項について調査する。

- 2 調査委員会は、告発された研究の分野に関連がある他の研究機関や学協会等の科学コミュニティに調査の一部又は全部を委託し、又は調査を実施する上で必要な協力を求めることができる。
- 3 調査委員会は、必要に応じて、生研支援センターの事業担当部署、告発者、被告発者等その他責任者が必要と認める者に報告又は情報提供を求めることができる。

(弁明の聴取)

第13条 調査委員会は、被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 調査委員会は、告発等が悪意に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為等の認定)

第14条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に本調査の結果を取りまとめ、これに基づき、以下の各号に定める事項について認定する。

- 一 生研支援センターの競争的資金等における不正行為の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、特定不正行為と認定された研究に係る論文等における各著者の役割等。
  - 二 不正行為が行われなかったと認定した場合において調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときはその旨。
- 2 調査委員会は、前項により認定した結果を責任者に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第15条 責任者は、告発者、被告発者その他責任者が必要と認める者に対し、本調査の結果として前条の認定内容を通知するものとする。

(不服申立て)

- 第16条 第14条により不正行為を行ったと認定された、被告発者・その関係者又は悪意に基づいて告発等を行ったと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、前条の通知を受けた日から14日以内に責任者に趣旨、理由を明らかにして不服申立てをすることができる。
- 2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定するものとし、その結果について被告発者、被告発者が所属する研究機関及び告発者に通知する。

(調査中における一時的措置)

- 第17条 責任者は、研究機関又は生研支援センターが本調査を行うことを決定した日(不正行為等の事実が確認された時はその日)以降で責任者が適当と認める日から第25条に規定する措置が行われるまでの間、被告発研究機関に対し、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができるものとする。
- 2 責任者は、研究機関又は生研支援センターが本調査を行うことを決定した日(不正行為等の事実が確認された時はその日)以降で責任者が適当と認める日から第25条に規定する措置が行われるまでの間、被告発研究機関に対し、被告発者が研究代表者又は研究分担者若しくは研究補助者(以下「研究代表者等」という。)である研究に関し、当該研究機関に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止(既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。)又は既に別に被告発者を研究代表者等として申請されている研究資金について、採択の決定若しくは採択決定後の研究費の交付を保留(一部保留を含む。)することができるものとする。
- 3 不正行為が行われなかったと研究機関又は責任者が認定した場合、責任者は、第1項及び第2項の規定により行った措置を解除するとともに、被告発者の名誉を回復する適切な措置を講じるものとする。

(不正行為を行ったと認定された者に対する措置の検討体制)

第18条 責任者は、調査機関から不正行為があったと認定する旨の報告があった場合には、当該不正行為を行ったと認定された者(以下「被認定者」という。)に対する措置を検討する委員会(以下「措置検討委員会」という。)を開催し、被認定者に対する措置の検討を求めるものとする。

(措置検討委員会の役割)

第19条 措置検討委員会は、責任者の求めに応じて、被認定者に対してとるべき措置を検討し、その結果を責任者に報告する。

(措置検討委員会の構成)

第20条 措置検討委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長を責任者とし、委員を管理部長、管理部審議役及び資金管理課長とし、必要に応じて、生研支援センターの役職員及び外部有識者を委員に委嘱することができる。
- 3 委員長及び委員は、告発者若しくは被告発者又は被認定者若しくは被認定者が所属する研究機関と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 この規則に定める事項のほか、措置検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(措置検討委員会における検討)

第21条 措置検討委員会が被認定者に対する措置を検討するに当たっては、調査機関に対するヒアリングなどを行い、調査結果を精査し、調査内容、調査の方法・手法・手順、調査を行った調査委員会の構成等を確認し、不正行為の重大性、悪質性、被認定者それぞれの不正行為への関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無などを考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を責任者に報告するものとする。

(措置の決定)

第22条 責任者は、措置検討委員会の検討結果を受け、被認定者に対する措置を決定する。なお、被認定者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わないものとする。

(措置決定の通知)

第23条 責任者は、前条の規定により決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する研究機関及び被認定資金の配分を受けた研究機関に通知するものとする。

- 2 責任者は、当該措置及びその対象者等について、国費による研究資金を所管する各府省に農林水産省を通じて情報提供を行うものとする。

(措置の対象者)

第24条 不正行為があったとされた場合の措置の対象者は、次に掲げる者とする。

- 一 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、特定不正行為に関与したと認定された著者
- 二 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、特定不正行為に関与したと認定された者
- 三 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容に責任を負う者として認定された著者
- 四 不正使用又は不正受給に関与した者

五 不正使用又は不正受給に直接関与したとまでは認定されないものの、善管注意義務に違反した者

(措置の内容の決定)

第25条 責任者は、措置検討委員会の報告に基づき、被認定者又は研究機関に対して次に掲げる措置を講じることができる。

- 一 被認定者に係る研究活動の執行中止
- 二 被認定者に係る申請課題の不採択
- 三 被認定者に係る申請資格又は参加資格の一定期間の制限
- 四 不正行為に該当する研究活動に配分された研究費(間接経費又は一般管理費を含む。)の返還
- 五 研究機関との競争的資金等に係る新たな契約の締結停止
- 六 前各号に掲げるもののほか、責任者が必要と認める処分

2 前項第3号における資格制限期間は、不正行為の内容等を勘案しつつ、特定不正行為については別表第1に、不正使用及び不正受給については別表第2に、それぞれ掲げる範囲内で、措置検討委員会の報告を踏まえて決定する。

3 責任者は、第1項に定める処分のほか、必要があるときは、研究機関に対し、両ガイドライン、その他競争的資金制度に係る政府の指針、申合せ文書及び農林水産省等の通知等を踏まえ、競争的資金等の配分停止その他必要な措置を講じることができる。

(措置後に訴訟が提起された場合)

第26条 第25条で決定した措置(以下「決定措置」という。)が行われた後、調査機関に設置された調査委員会が行った不正行為の認定について訴訟が提起された場合であっても、当該認定が不適切である等、当該決定措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、当該決定措置は継続するものとする。

(措置前に訴訟が提起された場合)

第27条 決定措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに当該決定措置を行うことを妨げない。当該決定措置を行った後の取扱いについては前条の規定によるものとする。

(措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合)

第28条 決定措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による不正行為の認定が不適切だった旨の裁判が確定したときは、直ちに当該決定措置を撤回するものとする。

2 決定措置により研究費の返還がなされていた場合、責任者は、その金額を当該決定措置対象者に再交付することができるものとする。

3 決定措置により研究費の打ち切りがなされていた場合には、責任者は、打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否かを決定するものとする。

(措置内容の公表)

第29条 責任者は、原則として、決定措置の対象となった者の氏名・所属、当該決定措置の内容、

不正行為が行われた研究資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容及び当該不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書等について、速やかに公表するものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における特定不正行為に係る被認定者の氏名・所属については、公表しないことができるものとする。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しないものとする。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第30条 責任者は、不正行為を行った場合に生研支援センターが行う措置の内容及び対象となる者の範囲について、公募要領や委託契約書（付属資料を含む）等に記載することにより、研究者等が予め内容を承知した上で応募又は契約するように取り計らうものとする。

(他の制度について不正行為が行われた場合の取扱い)

第31条 責任者は、他の機関が配分した研究資金を活用した研究活動において、不正行為を行ったと認定された者（以下「不正行為実施者」という。）に対して措置を講じる旨の通知を受理した場合には、第22条から第29条までの規定に準じて、不正行為実施者に対する措置の決定等を行うものとする。その場合、第22条の「措置検討委員会の検討結果を受け」は、「回付を受けた措置の内容を踏まえ」に読み替えるものとする。

(研究倫理教育及び研究資金の管理体制に関する整備状況の確認)

第32条 責任者は、研究機関における研究倫理教育の実施について確認するため、研究資金の契約締結時に、研究機関に対して誓約書（別記様式3）の提出を求めることとする。

2 責任者は、必要に応じて、研究機関における研究倫理教育及び研究資金の管理体制に関する整備状況について確認を行うこととする。

(特定不正行為が発生した場合の履行状況調査)

第33条 研究機関において研究活動における特定不正行為が発生した場合、責任者は、当該研究機関に対し、体制整備状況等について履行状況調査を行い、その調査結果を農林水産省の研究資金所管課に報告するものとする。

2 履行状況調査の結果、当該研究機関の体制整備等に改善を求めると責任者及び農林水産省の研究資金所管課が判断する場合、責任者は農林水産省の研究資金所管課と協議の上、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すなどの指導・助言を行うものとする。

3 責任者は、当該研究機関において管理条件に基づいた体制整備等が完了したと判断するまで、管理条件の履行状況について随時確認を行うものとする。

(管理条件の不履行及び調査の遅延)

第34条 研究機関において、不正行為の疑いのある事案が発覚したにもかかわらず正当な理由なく調査が遅れた場合や、第33条第2項に規定する管理条件が履行されない場合、責任者は農林水産省の研究資金所管課と協議の上、以下の措置を講じる。措置の実施に当たっては、予め当該研究機関からの弁明の機会を設けるものとする。

一 正当な理由なく調査が遅れた場合

間接経費等、交付する経費を一部削減する。

二 被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査が遅れた場合

当該研究者等が関わる競争的資金等について、採択又は交付決定の保留、交付停止、研究機関に対する執行停止の指示等を行う。

三 管理条件が履行されない場合

間接経費等、交付する経費を一部削減する。本措置を決定した後も、管理条件の履行に進展が認められないと責任者が判断した場合、当該研究機関に対する研究資金の配分を停止する。これらの措置は、当該研究機関において改善計画が履行されていると責任者が判断した場合に解除される。

(雑則)

第35条 この要領に定めるもののほか、不正行為が発生した場合の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第25条特定不正行為関係)

対象資金への申請を制限する者		特定不正行為の程度	申請制限期間	
特定不正行為に関与したと認定された者	1 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者		10年	
	2 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
				2～3年
	3 1及び2を除く特定不正行為に関与したと認定された者		2～3年	
特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年	

別表第2（第25条不正使用及び不正受給関係）

不正使用等に係る申請制限の対象者	不正使用の程度	申請制限期間	
1 不正使用に関与した研究者等	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 不正受給に関与した研究者等		5年	
3 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者等		不正使用等を行った研究者等の申請制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）	

※以下の場合、申請制限を課さず、嚴重注意を通知するものとし、不正使用等の概要は公表しない。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者等に対して、善管注意義務を怠った場合

附 則

この要領は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

ただし、第4条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31.4.16 31生セ第0116010号）

この要領は、平成31年4月16日から施行する。

附 則（令和元.9.20 元生セ第0617002号）

この要領は、令和元年9月20日から施行する。

別記様式1（第8条特定不正行為関係）

〇〇〇〇〇第〇号  
令和〇年〇月〇日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 〇〇〇〇 殿

（調査機関名 印）

〇〇〇の不正等について（報告）

令和〇年度（競争的資金等の名称）において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 経緯・概要

※発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）

※調査に至った経緯等

### 2 調査

#### （1）調査体制

※調査委員会の構成（第三者〔当該機関に属さない弁護士等〕を含む調査委員会の設置）

#### （2）調査内容

※調査期間

※調査対象（対象者、論文等）

※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。

※調査方法（例：書面調査、ヒアリング等）

※調査委員会の開催日時・内容等

### 3 調査結果（不正行為の内容）

#### （1）不正行為の種別

※例：データの捏造、画像の改ざん、論文の盗用等

#### （2）不正行為に関与した研究者（※共謀者を含む。）

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号

--	--

(3) 不正行為が行われた研究課題（該当する研究課題分作成）

コンソーシアム名				
試験研究計画名				
委託試験研究期間				
代表機関名				
研究代表者氏名（所属・職（※現職））				
研究者番号				
委託契約額（単位：円）				
令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
研究組織（構成員名）				

(4) 不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

4 不正行為の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）

- (1) 不正行為が行われた当時の特定不正行為に対する管理体制
- (2) 発生要因（※可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：論文、実験・観察ノート、生データ等）

以上

別記様式2（第8条不正使用及び不正受給関係）

〇〇〇〇〇第〇号

令和〇年〇月〇日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 〇〇〇〇 殿

（調査機関名 印）

〇〇〇の不正等について（報告）

令和〇年度（競争的資金等の名称）において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 経緯・概要

※発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）

※調査に至った経緯等

### 2 調査

#### （1）調査体制

※調査委員会の構成（第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）

#### （2）調査内容

※調査期間

※調査対象（対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕）

※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。

※調査方法（例：書面調査〔業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り〕等）

※調査委員会の開催日時・内容等

### 3 調査結果（不正行為の内容）

#### （1）不正行為の種別

※例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等

#### （2）不正行為に関与した研究者（※ 共謀者を含む。）

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号

(3) 不正行為が行われた研究課題（該当する研究課題分作成）

コンソーシアム名				
試験研究計画名				
委託試験研究期間				
代表機関名				
研究代表者氏名（所属・職（※現職））				
研究者番号				
委託契約額（単位：円）				
令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
研究組織（構成員名）				

(4) 不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正行為に支出された競争的資金等の額及びその用途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正行為に支出された競争的資金等の額（該当する研究課題ごとに該当する年度分作成）

令和 年度（内訳）（単位：円）

費目	委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切使用額
物品費	—			
旅費	—			
謝金等	—			
その他	—			
直接経費計				
間接経費				
合計				

※該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4 不正行為の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）

- (1) 不正行為が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- (2) 発生要因（※可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：交付申請書、委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

以上

別記様式3（第32条関係）

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

### 研究倫理に関する誓約書

当研究機関は、〇〇事業の実施にあたり、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）を遵守いたします。

特に、研究倫理教育については、当研究機関において、研究活動に関わる者を対象に実施しました。

また、本事業に携わる研究者等に交代等があった際は、速やかに研究倫理教育を実施します。

令和 年 月 日

コンソーシアム名

研究機関名

研究倫理教育責任者名（記名押印）